

京都市告示第427号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、令和2年11月18日から令和3年3月31日まで、株式会社アイモバイルを京都市公金収納受託者として、京都市ふるさと納税寄付金に係る公金の収納事務を委託します。

令和2年11月18日

京都市長 門川大作

(行財政局総務部総務課)